

運動部活動における体罰等の法的諸問題

横山 幸祐

問題の所在

- 1 運動部活動の教育としての意義
- 2 運動部活動のスポーツとしての意義
- 3 運動部活動の現状
- 4 運動部活動の体罰等に関する調査
- 5 運動部活動のあるべき姿と今後の課題

問題の所在

2020年に東京において第32回オリンピック競技大会、第16回パラリンピック競技大会が開催されることを受け、国民のスポーツに対する関心は大いに高まっている。その関心は競技スポーツのみならず、生涯スポーツや学校スポーツにも及んでおり、特に学校における運動部活動では、その活動が学校生活の中心となっている者も少なくない。

近年の運動部活動の参加生徒数は、中学校において333万3334人中211万⁽¹⁾1056人（63%）であり、高等学校においては322万6017人中122万5401人⁽²⁾（38%）である。中学校においてはおよそ6割、高等学校においてはおよそ4割の生徒、学生が運動部活動に参加している。多くの国民の本格的なスポーツライフの始まりが学校における運動部活動であることが多く、この存在が日本のスポーツを発展させ、支えているものであるといえることができる。さらに、ユネスコの「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」の1条7項において「スポーツと身体活動が学校及びその他の教育機関で、子ども

たちや若者の日課で欠くことのできない役割を果たす」としており、日本においては運動部活動がすべての子どもにスポーツをする機会を与える重要な役割を果たしている。

しかし上記のように日本のスポーツに欠かせない運動部活動は近年大きな問題を抱えている。それは勝利至上主義等に基づく活動の過熱化である。長時間の練習等も問題であるが、中でも法律で禁止されている体罰を用いた指導が大きな問題であるといえる。2012（平成24）年に大阪市立桜宮高等学校（以下、桜宮高校）のバスケットボール部主将が、顧問教員からの執拗な体罰や暴言により自殺するという事件が起きた。⁽⁵⁾この事件は多くのメディアで報道され、一時鎮静化していた体罰等の問題が再び顕在化するきっかけにもなった。運動部活動は、学校教育の教育課程外活動であるため、学校教育法が適用され、体罰禁止の規定も及ぶものである。しかしながら体罰等の問題が絶えることはなく、運動部活動の存在意義が脅かされている。

本稿では、運動部活動を教育とスポーツの2つの観点から考察し、その意義を明らかにした上で、2015年から実施している体罰等に関するアンケートの分析を踏まえ、運動部活動の理想と現実の乖離について検討を行い、今後の運動部活動のあり方を考察する。

1 運動部活動の教育としての意義

運動部活動は、学校教育活動の一環として行なわれている。2018年の中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領においては「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、（中略）学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と規定されており、さらに同年の学習指導要領解説保健体育編では「運動部の活動も学校教育活動の一環である」と明確に示されている。判例でも、部活動について「クラブ活動とは異なり、特別活動そのものではなく、したがって、教育活動の基準中に位置してはいないが、学校の管理下で適切な計画と指導の下に行われるべき教育活動であり、少なくとも、特別活動であるクラブ活動と密接不可分の

学校教育活動である⁽⁶⁾』とされている。したがって、運動部活動においても通常の学校教育活動と同様に、教育関連法規やその他の法令等が適用される。そうだとすると運動部活動は、教育基本法1条に掲げられている「人格の完成」ということも視野に入れて実施されなければならない。人格とは「人の人たるゆえん⁽⁷⁾の特性」であり、教育基本法が憲法の趣旨を受けて制定されていることに鑑みると、ここに言う「人」は、憲法11条の基本的な人権や同法13条の個人の尊重や生命、自由および幸福追求に対する国民の権利についての感覚が醸成している者を指すと考えられる。すなわち人として自ら立ち、自らを律することができる者である。このように学校教育は「自立」と「自律」のできる者を育てることを目的としているため、その一環である運動部活動もその一翼を担っていることになる。学習指導要領は1947年に初めて告示され、以降およそ10年毎に改定されているが、1947年から現在までのもの（学習指導要領解説、学校体育指導要綱を含む）においてクラブ活動、部活動についての記載で共通することは、「自発」、「自主」という文言が示されていることである。つまり学習指導要領が制定されて以来、現在に至るまでクラブ活動や運動部活動は少なくとも文書の上においては、自主的、自発的な活動であるということが出来る。生徒の自主的、自発的な参加によって行われる活動にいかなる教育的意義があるであろうか。2018年の学習指導要領解説保健体育編では以下のように示されている。

運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動あるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるように配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。

以上から読み取れる運動部活動に期待されている効果は、第一にスポーツ

の楽しさや喜びを味わうこと、第二に豊かな学校生活を経験すること、第三に体力の向上や健康の増進がなされること、第四に生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てることである。これらのことは教科課程では得ることのできない運動部活動に特有のものであり、学校教育活動としての意義を十分に有している。このように運動部活動の教育的な意義は、生徒が自主的、自発的に参加する中で、通常の教科科目では経験することのできないことを得ることが可能な点にあるといえることができる。

そもそも運動部活動の基となるクラブ活動を取りまとめる組織が最初に作られたのは帝国大学（現、東京大学）である。帝国大学運動会は1886（明治19）年に設立された任意の団体であり、その目的は帝国大学運動会規則の2条によれば「本会ノ趣旨ハ会員ノ身心ヲ強壯快活ナラシメ兼テ交互ノ親睦ヲ謀ルニ在リ」と定められている。当時から活動の目的は身心の健康と親睦であり、現在の学習指導要領記載の事項と同様のものとなっている。令和元年度の日本中学校体育連盟への加盟学校数は10370校中10266校であり、ほぼすべての中学校で運動部活動が行われている。これは、すべての中学生に平等に参加する機会が与えられているということであり、このことも運動部活動が学校教育活動である重要な意義となっており、スポーツの機会均等という役割を果たしている。

2 運動部活動のスポーツとしての意義

運動部活動はスポーツの意義を十分に発揮させなければ、教育活動として取り組む必要性を欠いてしまうことになる。スポーツ（sport）は、ラテン語の *deportare* が語源になっているといわれているが、*Deportare* の意味は、①（目的地へ）持っていく、運ぶ、移す、向こう岸へ渡す、持参（運搬）する、②持って家へ帰る、帰国する、運び帰す、③持ち去る、押し出す、④（流刑地へ）流す、送るなどである⁽¹⁰⁾。阿部生雄氏の『近代スポーツマンシップの誕生と成長』によれば、このような運搬、移動、転換という意味は、物理的、空間的な概念から「気分を転じさせる、楽しませる、喜ばせ

る」という意味などの内面的、精神的な概念の移動、転換、変化を原理とする喜びや楽しみを表現するものとなっていったとしている。⁽¹¹⁾つまり、スポーツはもともと単純に気分を転じさせる、いわゆる「気晴らし」であったということが出来る。現代のスポーツにおいても休日に行なう等の点においては、気晴らしという機能は変わっていない。労働などの拘束を離れる気晴らしを意味するスポーツは、17～18世紀になると自由な野外活動や狩猟活動を意味するようになり、19世紀には「とりわけ、競技的性格を持ち、戸外で行われるゲームや運動に参加すること、そのようなゲームや娯楽の総称」と定義されるようにその概念を変えていった。⁽¹²⁾また、フランスの思想家ベルナール・ジレは「一つの運動をスポーツと認めるために、われわれは三つの要素、即ち、遊戯、闘争、およびはげしい肉体活動を要求する。」⁽¹³⁾と述べており、とりわけ注目すべきは、スポーツが遊戯であると定義づけていることである。

このようにスポーツの意義は「気晴らし」や「娯楽」にあり、その活動の本質は「遊戯」であるため、運動部活動が教育活動であるとはいえども、これらの要素を欠いてしまえば、単なる教育的肉体活動になりかねない。では、これらの要素を含むスポーツは競技者にどのような影響を与えるのであろうか。2011（平成23）年にスポーツ振興法を全面改正して成立したスポーツ基本法におけるスポーツの定義から検討を試みる。スポーツ基本法の前文においては、スポーツの定義を以下のように挙げている。

- ①心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自尊心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動。
- ②今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの。
- ③次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすもの。

- ④人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するもの。
- ⑤心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠なもの。
- ⑥我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するもの。
- ⑦我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすもの。

このようにスポーツ基本法においては、スポーツが心身への影響や青少年の人格形成への寄与、さらには地域社会や国際社会への影響を与えるものと定義している。とくに注目すべきは③の定義である。スポーツは単なる身体活動ではなく、活動を行なう中で自らを律する能力を身に着けられる等の教育効果が認められるのである。このことは、教育基本法1条の教育の目的に鑑みても、学校教育にスポーツを取り入れた運動部活動が行なわれる有益性が認められる。以上のことをまとめると、運動部活動のスポーツとしての意義は、学校教育活動の中で気晴らしや娯楽という要素をもって精神的な充足感を得る中で、人格を形成していくという点にあるということができる。

3 運動部活動の現状

これまで述べてきた運動部活動が持つ意義は、指導する者が適切な指導を施さないとそれらを十分に発揮することができない。多くの場合、運動部活動の指導は学校の教員が受け持っており、そこでの指導には当然に学校教育法の規定が及ぶ。学校教育法11条は教員の懲戒権を認めており、運動部活動がスポーツ活動といえども、生徒の問題行動に対しては懲戒権の行使が可能である。学校教育法施行規則26条が規定している校長が行う「退学」「停学」「訓告」のような処分を指している。これらの処分以外に、文部科学省の通知⁽¹⁴⁾において、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為が挙げられているが、肉体的苦痛の伴わないものに限るとしている。さらに、学校教育法施行規則26条で、「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等

の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」と定めており、上記のような懲戒をするにしても、教育的配慮は怠ってはならないのである。体罰の禁止規定が日本において最初に明文化されたのは1879（明治12）年の「教育令」であり、同令46条において「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰毆チ或ハ縛スルノ類ヲ加フルヘカラス」と規定された。この規定は現在の学校教育法にも受け継がれており、およそ140年前から一貫して体罰は禁止されている。にもかかわらず、体罰等を用いた指導が後を絶たない。体罰のみならず、肉体的な苦痛を伴わない暴言を用いた指導も横行している。先に述べた通り、2012（平成24）年に起きた桜宮高校のバスケットボール部主将の自殺は、潜在していた体罰問題を浮き彫りにした。この事件についての裁判で被告である大阪市は、「スポーツ競技の指導において、指導者が指導を受ける者に対して厳しく叱責すること及びその言辞や態度が第三者からみて厳しすぎると感じられる場合が多々あり得ことは周知の事柄であって、そのことのみを捉えて違法であり不法行為であるとはいえないし、補助参加人の叱責等には厳しい態様のももあるにせよ、いずれも本件生徒の人格権を侵害する程度には至っておらず、本件生徒を成長させるための指導や叱咤激励の趣旨で行われたもの」と主張している。さらに、本件の補助参加人である事件当時の顧問は「有形力の行使が違法であることは争わないが、これらの有形力の行使が拳ではなく平手で行われた等を考慮すれば、その違法性の程度は低いというべきであり、その余の叱責や発言等の補助参加人の言動については、いずれも指導やコミュニケーションの範疇」と主張している。しかしこれらは、運動部活動が学校教育活動の一環であることを鑑みれば、到底受け入れることのできないものである。被告は、厳しすぎると感じる指導が多々あることは周知の事柄であると主張しているが、これはスポーツに、暴力や暴言があっても仕方がないと主張しているのと同義であるといえる。ここからも暴力問題の根深さが読み取れる。また生徒を成長させることや、叱咤激励のために叱責を行っていると主張しているが、生徒のために行なっていることと厳しすぎる指導が正当化されることは別問題であり、それを

理由に違法性の不存在を主張することは失当である。特に注目すべきは有形力の行使が拳ではなく平手で行なわれているため違法性が低いと主張している点である。問題はどのような態様で行なったかではなく、生徒に対して有形力の行使をしたかであり、このようなレベルの主張をしていることからすると、生徒に危害を加えること自体が重大な問題であるという意識が欠如しているものと考えられる。さらに、叱責等がコミュニケーションの範疇にとどまっていると主張しているが、それは双方の意思の問題であり、一方的な気持ちだけではコミュニケーションとは言えない。いずれの問題にしても、体罰等に対する意識が甘く、違法であるという自覚が不十分であると考えられる。前述の通り、人格の完成を目的としている運動部活動においては、人権意識を醸成させることもその目的の一つといえるため、教育をする立場の者が上記のような主張をしているような状況では、正しい人権意識を生徒に持たせられるかは甚だ疑問である。さらに、スポーツ活動という点に着目してみても、本来は娯楽や遊戯の要素を持つ楽しい活動であるはずであり、そこには体罰や暴言のような指導が許容される余地はなく、そのような指導は運動部活動のスポーツとしての意義を損なう行為であるといえる。

4 運動部活動の体罰等に関する調査

これまで、体罰はおよそ140年前の教育令から現在に至るまで一度も法令上容認されていないこと、また運動部活動が自主的、自発的かつ娯楽としての要素を含んだ活動であることを述べてきた。それはつまり、学校教育活動の一環として行われるスポーツ活動である運動部活動においては、指導者の体罰行使を許さず、生徒の自主的・自発的活動に委ねるべきものということである。しかしながら、前述した体罰等を原因とする自殺のような悲惨な事件が発生している。指導が厳しすぎると感じられることはスポーツ競技に多々あり、それは選手に対する叱咤激励であるという認識が蔓延しているのであるならば、体罰等を根絶させることは不可能であるといわざるを得ない。また、自殺事件が起きたことで、上記のような考え方を持った者がいる

ことが明らかになった。実際にはそのような認識を持った指導者は多いと推察される。そこで本章では、2015年から実施している体罰等に関するアンケート調査を分析し、高等学校における体罰等の現状を明らかにするとともに、学生の体罰等に関する認識を明らかにして、運動部活動から体罰等が根絶されない原因を考察していく。調査方法は、直接回答者の前で趣旨を説明した上で行なうアンケート方式で行なった。対象とする学生は、東京女子体育大学の2年生である。したがって2015年の調査における学生は、2011年4月からの高校生になった者であり、本研究における最新の調査は2018年であるので、2011年4月から、2014年4月に高校生になった者を対象とするものである。アンケートの質問内容は以下の通りである。なお、本研究に使用する部分のみを提示する。

1. 性別
2. 所属していた部活動は何ですか？
3. その部活動の指導者から体罰（身体的な暴力）を受けたことがありますか？
4. 体罰を受けた身体の部位は？
5. 体罰の内容は？
6. 指導を受ける際に、指導者から心が傷つくような言葉を言われたことがありますか？
7. どのような言葉をかけられましたか？
8. 指導における体罰や暴言についてどう思いますか？
9. 理由をお答えください。

上記のうち、1、3、6、8は選択式であり、それ以外は記述式で行なった。なお、調査を行なった学校が女子大学であるため、回答者は全て女性である。各年度の回答者数は、2015年は358名、16年は353名、17年は363名、18年は386名であった。

(1) 体罰の有無

各年度別の体罰の有無は表1の通りである。

表1 年度別体罰の有無

	ある	ない	無効回答	計
2015年	44	303	2	349
2016年	41	304	1	346
2017年	26	327	3	356
2018年	27	350	2	379

以上の結果から、2015年と16年の結果における体罰の有無は大きな変化が示されていないが、17年以降の結果では減少傾向を示していることがわかる。18年については前年とほとんど差のない結果であるが、回答者数が増加しているのに対して、数値が増加しなかったため減少傾向を示していると判断した。17年の調査対象は前述の通り、2013年4月から高校生になった学生である。減少した要因としては、桜宮高校の体罰を原因とする自殺事件が発生し、そのことがメディアを通じて世間に流布されたからということが考えられる。体罰を教育のために使っていた教員であっても、社会問題となった体罰を使用することにためらいを持ったのではないかと推察する。

(2) 体罰を受けた身体の部位

以下の表2は、年度別の被罰部位を回答の多い順に示したものである。

表2 年度別被罰部位の上位3位（括弧内は回答数に対する割合）

	2015年	2016年	2017年	2018年
1位	顔 (28%)	頭 (30%)	頭 (29%)	頭 (32%)
2位	頭 (21%)	顔 (26%)	顔 (25%)	顔 (32%)
3位	足 (20%)	足 (17%)	足 (19%)	足 (10%)
4位	全身 (11%)	腕 (7%)	全身 (7%)	腹、体 (7%)
5位	腹 (6%)	腹、全身 (6%)	腕、腹、首、髪 (4%)	首、背中 (3%)
6位	肩、尻 (5%)	尻 (3%)	胸、背中 (2%)	上半身、顔以外、色々 (2%)
7位	下半身 (3%)	首、背中 (2%)		
8位	上半身 (1%)	上半身 (1%)		

上記の結果によれば、4年間を通して上位3位は「顔」、「頭」、「足」であった。特に「顔」と「頭」については、4年間を通して全体のおよそ50%を占めており、体罰は首よりも上に与えることが多いという結果となった。頭部は脳を抱えており、外傷を与えれば重大な障害を発生させてしまう可能性があることは、頭部外傷の事故等の結果からみても容易に推察することができる。

(3) 体罰の内容

頭部への体罰の行使が、全体の半数を占めていることが明らかになったが、ここでは実際にどのような手段を用いて有形力の行使をしていたかについて分析をしていく。まず4年間を通して多くの多くの学生が受けたという体罰の手段は、「叩く」、「蹴る」という直接有形力の行使を行なうものと、「物を投げる」、「物で叩く」という自らの手によってではなく、道具を用いての有形力の行使であった。投げるものについては、ペットボトル、イス、ボール、くつ、ビート板、コーヒー（正確にはかけられる）であり、叩くものについては、バインダー、ラケット、バット、ビート板、孫の手、プラバット、竹刀、ペットボトル、衣服、ボール、メガホン、体操器具、スリッパなどであった。

手拳や足、物を使っての有形力の行使以外の手段は、以下のようなものがあつた。

- ・ひたすら走らせる。
- ・長時間の正座
- ・土下座させられて足で踏まれる
- ・包丁を振り回される
- ・画鋸で刺される
- ・階段から落とされる
- ・髪の毛を引っ張って振り回される
- ・雨の中1時間くらい立たされる
- ・絞め技で落とす

- ・首を持たれ壁にぶつけられる
- ・5時間練習に参加できず、立ちっぱなし
- ・外の柱に縛られる

以上のように、部活動の現場において、生命や身体に重大な危険を与えるような、極めて違法性の強い有形力の行使が行なわれている現状がある。何度も述べているが、部活動は学校教育活動の一環として行われているスポーツ活動である。人格の完成を目的としている場においてこのような違法な行為が行われているという事実は、運動部活動の存続に関わる、大きな問題であるといえる。

(4) 体罰に対する学生の意識

体罰の件数は、桜宮高校の自殺事件をきっかけに減少しているものとみられるが、いまだに根絶はされていないのが現状である。また、体罰の行使もその半数が重要な部位である頭部へのものであり、その手段としては、極めて違法性の強いものもあった。このような運動部活動における指導としてあるまじき行為である体罰を、学生はどのように捉えているのであろうか。本調査では、体罰について「必要」、「多少必要」、「不要」という項目から選択させた。結果は以下の表3の通りである。

表3 年度別学生の体罰に対する意識

	必要	多少必要	不要	無効回答	計
2015年	2	71	285	0	358
2016年	2	74	270	7	353
2017年	1	74	281	7	363
2018年	5	67	308	6	386

以上の結果では、4年間を通して体罰に肯定的な意識を持っている学生がおよそ2割いることがわかる。体罰は法律で禁止されているにもかかわらず、運動部活動を行ってきた学生がこのような意識を持っているということは、人格の形成に寄与すべき運動部活動の教育的効果が危機的状況にある

と言わざるを得ない。なお、体罰を受けたことのある学生が体罰についてどのような意識を持っているのかについては表4の通りである。

表4 体罰を受けた学生の意識

	必要	多少必要	不要	計
2015年	2	18	24	44
2016年	1	19	21	41
2017年	0	14	12	26
2018年	3	10	14	27
計	6	61	71	138

以上のように、各年度で見ても、4年間を通して見ても、先に挙げた極めて違法性の高い体罰を受けているにも関わらず、その学生のおよそ半数が体罰に対して肯定的な意識を持っている。体罰を肯定している原因については後に述べるが、教育活動の一環である部活動において体罰を行使した結果、違法である体罰を肯定する学生を育ててしまったのだとすれば、本来の教育的意義を失っていると言わざるを得ない。

(5) 暴言の有無

各年度別の暴言の有無は表4の通りである。

表4 年度別暴言の有無

	ある	ない	無効回答	計
2015年	87	256	6	349
2016年	92	246	8	346
2017年	78	270	8	356
2018年	76	291	12	379

以上の結果を分析すると、体罰と比較して暴言は大きな減少をしておらず、毎年一定数存在していることがわかる。桜宮高校の事件があった翌年から高校生になった学生から得た回答は2017年の調査であるが、やや減少しているものの、暴言を言われている数は体罰と比較して多い。暴言は直接身体

に危害を加えるものではないので、比較的容易に発言してしまうのではないかと考える。暴言が大きな減少傾向を示していないのは、体罰の社会問題化によって、顧問教員が体罰を行使しづらくなったとはいえ、指導への心構えそのものが変わったわけではなく、厳しい指導を改めることなく続けているためではないかと推察する。

(6) 暴言の内容

暴言が体罰と比較して安易に用いられ、多くの学生がその発言を受けていることが明らかになったが、ここでは具体的にどのような言葉をかけられたかについて分析していく。4年間を通して最も多かった暴言は「辞めてしまえ」、「辞めろ」等の部活動をやめるように促す発言である。その回答者数は、2015年の調査では28名、16年は66名、17年は57名、18年は53名であった。次に多かったのは「ばか」であり、その数は15年が27名、16年が38名、17年が37名、18年が41名であった。また、自殺事件が起きたにもかかわらず「死ぬ」という発言が各年度3位に位置しており、その数は、15年が9名、16年が13名、17年が12名、18年が14名であった。これら3つの暴言は、各年度変わらずトップ3であり、多くの学生が受けているものである。上記3つの暴言以外には以下のようなものがあつた。なお、論文構成の都合上全てではなく抜粋して挙げる。

【人格や存在否定に関する暴言】

- ・いいかげん女、てきとう女、ばか女
- ・だからお前らはばかなんだよ
- ・金魚のフン
- ・あなたなんか必要ない
- ・代わりはたくさんいるの
- ・人間として終わっている
- ・脳みそ腐ってんじゃないの？
- ・顔が汚い
- ・あなたはできた子じゃなかった

- ・くずのかたまりの人間
- ・人間じゃない
- ・あなたには魅力がない
- ・お前の顔が一番嫌い
- ・人間じゃない
- ・お前が存在する価値ない
- ・お前の存在がめざわり
- ・存在する必要がない

【生命や身体に関する暴言】

- ・お願いだから一回死んでくれ
- ・殺すぞ
- ・ぶっ殺す
- ・てめえ殺されたいのか
- ・殺してやる
- ・死んだほうがまし
- ・川に飛び込んで来い
- ・ケガすればいいのに
- ・そんなに痛いなら腐ってんだろうから切断してきな
- ・とびおりろ

【スポーツや部活動の意義等に反する暴言】

- ・周りにつかえる奴がいないからお前をつかっているだけだからな
- ・お前がいるから勝てない
- ・お前のせいでこのチームは弱い
- ・お前明日からもうこなくていいから
- ・バスケ向いてないんじゃないの？
- ・センスがない
- ・チームに必要ない
- ・お前のせいで負けたんだよ
- ・俺の目の前から消えろ
- ・お前なんかいらぬ
- ・センスないからやるな
- ・もうお前はみない
- ・つかえない
- ・役に立たない

【セクシャルハラスメントにかかる暴言】

- ・下半身デブ
- ・しりがる女
- ・痩せろ
- ・後1～2kgくらい痩せろ
- ・ケツでかおばさん走れや
- ・クソビッチ
- ・太ったな
- ・お前の体重何キロだ？

以上のように回答を受けた暴言の内容が、教育上相応しくないものであることは言及するまでもないが、その内容を「人格や存在否定に関する暴言」、「生命や身体に関する暴言」、「スポーツや部活動の意義等に反する暴言」、「セクシャルハラスメントにかかる暴言」に分類し、それぞれ検討を行なう。

「人格や存在否定に関する暴言」としては、生徒自身がどうすることもできないことについて指摘したり、侮辱したりするものが多くみられる。人格の完成を目指すことを最終目標としている部活動において、「人間じゃない」や「顔が汚い」などという発言があるということは、人格の完成を妨げているだけでなく、人権の侵害に当たるものである。また、これらの発言が公然と行われている場合は、刑法230条の名誉毀損罪及び同法231条の侮辱罪にあたる可能性も考えられる。

「生命や身体に関する暴言」については、先にも述べたが生徒が自殺する事件が起きているにもかかわらず、「お願いだから一回死んでくれ」や「死んだほうがまし」と発言したり、直接「死」という言葉を用いてはいないが、「川に飛び込んで来い」や「とびおりろ」と発言したり、自殺に追い込む可能性を十分に有しているものが多い。これらの発言により、生徒が自殺してしまった場合、因果関係が認められれば、刑法202条における自殺の教唆に該当する可能性がある。また、死なざるを得ないほど追い込んだ場合には同法223条の強要罪に当たる可能性もある。

「スポーツや部活動の意義等に反する暴言」は、スポーツや部活動の本来のあるべき姿を無視するような発言が多くみられる。先に述べたように、スポーツの本来の意義は気晴らしであり楽しむことである。運動部活動については、教育活動の一環として行われるスポーツ活動であるから、学習指導要領にも記載されているように、生徒の自主性等に基づき活動を行ない、勝つことのみを目的としてはならないのである。それにもかかわらず気晴らしであるはずのスポーツにおいて、「バスケ向いてないんじゃないの？」や「センスがない」などの本人が楽しむことを全く無視した発言がある。また自主的、自発的な活動であるべきはずであるのに、「お前明日からもうこなくていいから」や「チームに必要なない」などという、生徒の自由意思を抑圧するような発言がされている。さらに、勝利のみを目的にすることのないようにしなければならない運動部活動において「お前がいるから勝てない」や「お前のせいで負けたんだよ」などという発言があるということは、指導者の過度な勝利至上主義の表れであり、このような発言の下では、勝たなければ何も学ぶことができないことになる。これらの暴言は全て指導者の責任を生徒に転嫁させるものであり、指導者が自己の指導力不足だと考えられるのであれば、このような発言はなされないはずである。

「セクシャルハラスメント（以下、セクハラ）にかかる暴言」を分析するにあたり、運動部活動におけるセクハラの実態を明確にする。広辞苑第7版によればセクハラは「性にかかわって人間性を傷つけること。職場や学校などで、相手の意に反して、とくに女性を不快・苦痛な状態に追い込み、人間の尊厳を奪う、性的なことばや行為。」と定めている。また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法、以下、均等法）の11条において「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」がないように措置等を講じる必要性が定められていることから、これもセクハラの実態であるといえる。均等法における定義を運動部活動に当ては

めて考えると「部活動において行われる性的な言動に対するその所属する部員の対応により当該部員がその活動において不利益を受け、又は当該性的な言動により当該部員の活動環境が害されること」と定めることができる。これを基に検討すると、定義の前段における不利益を受けているかについては判断できないものの、本調査では「心が傷つくような言葉」を言われたかを質問しているので、活動環境が害されているということはできるであろう。

以上のように、4つに分類して検討はしたものの、いずれのものも教育上適切なものということではできず、多くの法的問題を孕んでいるものである。暴言そのものについては、体罰とは異なり直接法律で禁止されているわけではない。また、これもまた体罰と異なり直接生徒に触れるわけではないので、肉体的苦痛ではなく精神的な苦痛を与えることになる。外傷が残らないという点では証拠も残りづらく、安易に発言されてしまうと考えられる。しかし、暴言が生徒に耐え難い苦痛を与え自殺に追い込む可能性は十分認められる。そのため指導者は軽率な発言に注意し、自らの発言に責任をもって指導に当たるべきである。

(7) 暴言に対する学生の意識

暴言は体罰と比較しても、大きな減少傾向が示されていない。指導者の指導に対する心構えが変わらない限りは暴言も根絶されることはないであろう。暴言の内容も名誉棄損、侮辱、強要、自殺教唆等の犯罪になり得るようなものが多くみられ、部活動の活動環境を害するようなセクハラにかかる暴言も少なくない。これらを含む暴言を学生がどのようにとらえているかについて、体罰と同様に「必要」、「多少必要」、「不要」の3項目から選択させた。以下の表5がその結果である。

表5 年度別学生の暴言に対する意識

	必要	多少必要	不要	無効回答	計
2015年	2	113	239	4	358
2016年	10	119	215	9	353

2017年	0	129	223	11	363
2018年	8	117	252	9	386

以上の結果を分析すると、4年間を通して暴言に肯定的な意識を持っている学生が3割以上いることがわかる。なお、暴言を受けたことのある学生が暴言についてどのような意識を持っているのかについては表6の通りである。

表6 暴言を受けた学生の意識

	必要	多少必要	不要	計
2015年	2	34	51	87
2016年	8	41	41	90
2017年	0	42	34	76
2018年	4	31	41	76
計	14	148	167	329

2015年の調査では暴言を受けた学生のうちおよそ4割の学生が暴言を肯定しており、18年の調査ではおよそ半数の学生が暴言に対して肯定的な意見を持っている。さらに、16年、17年の調査では、否定する学生を肯定する学生が上回り、およそ6割の学生が暴言を肯定的に捉えている。4年間を合計してみても、半分の学生が前述した教育上相応しいとは言えない暴言を受けていたにもかかわらず、それが必要であるという意識を持っているのである。暴言の被害件数が体罰と比較して多いことから考えても、暴言が比較的安易に用いられることは明らかであるから、学生が将来教員等になった際に、指導において暴言を用いてしまう可能性は高いといえる。

(8) 体罰及び暴言を肯定する理由

指導において体罰や暴言を受けた学生の概ね半数が、その必要性を主張しているが、なぜ違法性が認められる指導方法を肯定してしまうのであろうか。法律で禁止されていることは大前提であるが、気晴らしであり楽しむべきというスポーツの意義から考えても、人格の完成を目的とし、生徒の自主的な活動という部活動の意義から考えても、体罰や暴言が肯定される余地は

ないはずである。しかしながら、体罰や暴言が肯定されるという事実があり、現在においても根絶されず、負の連鎖が引き起こされている。本調査においては、意識を「必要」、「多少必要」、「不要」から選択させた後、自由記述によりその理由を回答させた。それらの回答から、体罰等を肯定する理由を明らかにしていく。以下は検討するにあたり、体罰や暴言を肯定する理由を抜粋したものである。

- (ア) なにくそと思ってやる気になった。
- (イ) 体罰は悪いことだと分かってはいるが、本人を奮い立たせるためにしていることから多少はしかたないと思う。
- (ウ) 最後に勝つのは精神的に強いチームだと思う。
- (エ) 体罰（世間が言う）は愛があるものだと思っていたので体罰と感じたことはありません。
- (オ) 多少の怖さが必要。
- (カ) 叩かれながらスポーツをしていたけれど、それによって勝てた試合が多かった。

上記の意見は体罰や暴言に対する根本的な認識によってまず2つに分けることができる。すなわち、(ア)と(イ)は体罰等に対して良いイメージを持っていない、ないしは体罰等が違法であることを認識している上での意見である。対して(ウ)から(カ)の意見は、体罰等が結果につながるツールであると認識している、ないしは体罰等を悪いことだと認識していない意見である。(ア)と(イ)の意見については、体罰等を受けることによって競技に対するやる気や闘争心等を向上させる効果があるものと捉えていると推察できる。また、(ウ)のように精神的に強いチームが勝ち残るという意見からは、体罰等を受けることによって精神面も強化されると認識していると読み取ることができる。(エ)の意見は、体罰等を受けていても、それ自体を体罰として捉えておらず、違法であることはおろか、そもそも何も問題にしていない状況であると考えられる。上記意見の中で最も合理性を欠いている意見であるといえる。(オ)については、スポーツに怖さが内在していることは否定しないが、それは激しい肉体活動における怖さであり、他人から暴力や暴言を振るわれる怖さではないのである。スポーツの本質は楽しむこ

とであるから、そこに他者からの違法な侵害行為による恐怖は不必要であるといえる。最後に（カ）についてであるが、この意見が最も体罰等の根絶を妨げている要因であると考えている。すなわち、日ごろの練習において体罰等を受けている学生が試合等で結果を出し、勝利を得てしまうと、それが体罰等に耐え抜いてやってきたからという錯覚を引き起こしてしまうのである。勝利という成功体験を得てしまうと、悪いイメージが希薄化されてしまうのではないかと考える。また、成功体験を得ることにより後世に語り継ぐエピソードとなり、将来指導者になった際に、現役時代の経験として体罰等を耐え抜き強くなったと語り継いでしまうのでないであろうか。いずれの意見にしても、根底にある考えは共通して勝利至上主義であると考えられる。しかし、勝利至上主義が絶対悪であるということとはできない。スポーツが競争である以上は、正々堂々と競技に挑み、勝ちを目指すことは当然といっても過言ではない。問題は、負けた時のフォロー等を考えずに勝つことのみを目的として、勝たなければ意味がないという考えを持った指導者がいるということである。そのような指導者の下では、勝つためには肉体的、精神的に強くなくてはならず、そのためには多少の怖さが必要であり、したがって体罰を体罰と思わず、それによって勝利を得たと誤信してしまう。このような勝利至上主義に基づく体罰等の正当化が、部活動から体罰等を排除することを妨げているのである。

5 運動部活動のあるべき姿と今後の課題

運動部活動が、将来にわたって学校に存続し発展するためには、やはり理想的な姿に軌道を修正していくことが必須である。暴力的指導を排除し、生徒の自主的、自発的な意欲に基づくスポーツ活動を行なうことにより、人格の完成という目的の達成の一端を担うことができる。しかし、今後教員や指導者になり得る学生が、体罰等を受けたにもかかわらず、その指導方法を肯定している現状があり、この負の連鎖を断ち切らなければ人格の形成することができないばかりか、スポーツを嫌いになるきっかけを作りかねない。体

罰等の肯定者の意識改革を行なうタイミングとして、現役の教員に対して研修等を行ない、体罰等の禁止を徹底することと、教員養成課程において人権意識の醸成および修正を行なうという2つが考えられる。

前者の現役教員への研修等は、体罰による自殺事件等を紹介し、実態を認識してもらうことに意義がある。前述の調査結果から、桜宮高校事件後の部活動において、体罰の行使が減少している事実があり、このことから少なくとも教員の意識の中に事件の記憶があるうちは体罰の行使をためらう傾向にあるということができる。根本的な解決になっているか否かは別問題としても、これは体罰を減少させる有効な手段であるといえる。事件の記憶が時間と共に薄れていくと、再び体罰が増加する傾向がみられるため、定期的な研修を行ない、教員の意識から風化させない努力が必要である。暴言については体罰と異なり、直接法律で禁止されていない。また暴言は、事件の影響で体罰の行使をためらう教員のはけ口となって表れることがある。調査結果において減少傾向を示さなかったのは、そのことが原因であると考えられる。安易に使用される暴言は、直接法禁はされていないものの、前述の通り場合によっては名誉毀損罪、侮辱罪、脅迫罪および強要罪、さらには自殺教唆の罪に問われる恐れのある違法性の高いものである。これらの刑事責任についても研修等で詳しく説明し理解させ、自らの発言に自覚と責任を持たせなければならない。このように、現役の教員に対しての対策は、定期的かつ継続的な研修を行なうことが効果的であり、その中で「人権の尊重」ということを常に意識させる必要があると考える。

次に教員養成課程にある学生に対しての対策について考察する。先の調査から判明したことは、学生の体罰に対する意識は全体のおよそ2割が肯定的意見を示し、暴言については全体のおよそ3割が肯定的な意見を示しているということである。また、被害を受けた学生は、体罰と暴言共に全体のおよそ半数が指導における必要性を主張している。これらのことから、教育活動において人格の完成の一要素である人権意識の醸成が行き届いていない現状が顕在化した。さらに体罰等を精神面の強化や成功体験に基づいて正当化する

る学生が表れ、人格の完成を目的とする教育活動において矛盾する結果が生じている。この状況を解決するには、教員養成課程において部活動の本来のあるべき姿を徹底して理解させる必要がある。部活動が人格を完成させるという教育の目的の一端を担っているということはもちろん、スポーツが本来気晴らしであり、自由に楽しむものである等、部活動を多角的に分析し、あるべき姿を認知させることが重要である。東京都豊島区に設置されている学習院大学では2018年度から「部活動指導論」の授業が開講されている。同大学のシラバスによれば、授業の概要として「中学校、高等学校の部活動について、その教育的意義、指導のあり方、教育課程外の部活動が肥大化した要因と背景、外部指導員等との連携方策、顧問教諭の過重負担問題等について考察する」ものであるとされており、到達目標は「日本における部活動の位置づけ、特徴、あり方、課題、指導法等について多様な視点から理解している」ことおよび「部活動について教員として必要な知識を身につけている」こととしている。また履修上の注意として「中学・高校の教員になりたい学生には履修を推奨」とされている。このように、教員を志望している学生に受けることを推奨している部活動に関する科目であるが、実際は多くの大学で開講されていない。教員の多くは、部活動に関する知識等を得ることなく現場につき、時には未経験の競技の顧問をやらされることがある。OJT（On-the-job training）は効果的な職業訓練方法であるが、基礎知識は身につけておくべきであり、全て手探りの状態で指導に当たると部活動の本来持つ教育的効果を発揮できない恐れがある。そうならないためにも、教員の養成課程において部活動の意義やあるべき姿、さらに過去の事件や事故等を認識させ、負の連鎖を断ち切ることが必須である。

現役の教員と将来教員等になり得る学生のそれぞれの観点から課題を提示したが、そもそも体罰を禁止する法律自体にも解決すべき課題があると考えられる。現行の学校教育法11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることができない。」と規定

されているが、体罰の捉え方が人によって異なっていると、法律としての効果が薄れる恐れがある。実際に体罰等を指導の延長と捉えたり、コミュニケーションの一種であると捉えたりすることがあるほか、学生への意識調査においても、体罰を体罰と思わない者が存在している。個々の意識の中で体罰の捉え方が曖昧で、その判断基準が個々の裁量であるとするれば、体罰を禁止する学校教育法11条は有名無実化しているといわざるを得ない。体罰は学校教育法上の概念であり、体罰が暴力であることに変わりはない。さらに暴言については、法学的知識の乏しい教員が暴言の刑事責任を自覚することは容易でないと推察されるので、具体的な表現を加える必要がある。そこで、法律上の問題点を解決する手段として、現行の「体罰を加えることはできない。」という文言を、「身体的及び精神的苦痛を与えてはならない。」などの具体的表現に変更することが必要であると考えられる。体罰は懲戒が目的の行為であっても、それが暴力であることに変わりはない。運動部活動は、本来生徒の自主性、自発性に基づいた楽しい活動であるため、その指導において他者から不当に加えられる身体的、精神的な苦痛は排さなければならない。ただし、各々の子どもたちによってその苦痛は異なるため、苦痛の定義を一括することは困難であろうが、少なくとも有形力の行使や威迫的、侮辱的発言をすることの善し悪しの判断はしやすくなるものと思われる。

運動部活動から暴力や暴言を用いた指導を根絶させるためには、教員や学生の自主的な理解だけに任せず、研修と法律の解釈を融合させ、漠然とやってはいけないということだけでなく、なぜ体罰等を行ってはいけないのかを考え、運動部活動のあるべき姿を理解した上で解釈してもらうことが重要である。

(1) 文部科学統計要覧（平成30年版）

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1403130.htm（2019, 09, 30）

(2) 公益財団法人日本中学校体育連盟 平成29年度加盟校調査集計

http://www.njpa.sakura.ne.jp/pdf/kamei/h29kameiseito_m.pdf（2019, 09, 30）

(3) 文部科学省 高等学校学科別生徒数・学校数（平成30年5月）

- http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/genjyo/021201.htm (2019, 09, 30)
- (4) 公益財団法人全国高等学校体育連盟 平成30年度加盟登録状況
<https://www.zen-koutairen.com/pdf/reg-30nen.pdf> (2019, 09, 30)
- (5) 読売新聞2013年1月8日夕刊
- (6) 岐阜地方裁判所平成5年9月6日判決
- (7) 教育法令研究会「教育基本法の解説」鈴木英一編『教育基本法の制定』（学陽書房, 1977年, 159頁）
- (8) 公益財団法人日本中学校体育連盟 平成29年度加盟校調査集計
http://www.njpa.sakura.ne.jp/pdf/kamei/r1kameikou_m.pdf (2019. 10. 28)
- (9) 阿部生雄『近代スポーツマンシップの誕生と成長』5頁（筑波大学出版会, 2009年）
- (10) 國原吉之助『古典ラテン語辞典 改訂増補版』204頁（大学書林, 2016年）
- (11) 阿部・前掲注（8）5頁
- (12) 同上 6頁
- (13) ベルナル・ジレ, 近藤等訳『スポーツの歴史』17頁（白水社, 1952年）
- (14) 平成25年3月13日「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

〔参考文献〕

- ・阿部生雄『近代スポーツマンシップの誕生と成長』（筑波大学出版会, 2009年）
- ・國原吉之助『古典ラテン語辞典』（大学書林, 改訂増補版, 2016年）
- ・倉沢剛『教育令の研究』（講談社, 1975年）
- ・菅原哲朗ほか編『スポーツにおける真の勝利』（エイデル研究所, 2013年）
- ・鈴木勲編『逐条学校教育法』（学陽書房, 第7次改訂版, 2009年）
- ・鈴木英一編『教育基本法の制定』（学陽書房, 1977年）
- ・千葉正士・濱野吉生編『スポーツ法学入門』（体育施設出版, 1995年）
- ・東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 通史一』（東京大学出版会, 1984年）
- ・友添秀則編『運動部活動の理論と実践』（大修館書店, 2016年）
- ・中澤篤史「運動部活動は日本独特の文化である－諸外国との比較から－」（<http://synodos.jp/education/12417>, 2017.06.03）
- ・中澤篤史『運動部活動の戦後と現在』（青弓社, 2014年）
- ・ベルナル・ジレ, 近藤等訳『スポーツの歴史』（白水社, 1952年）
- ・牧柁名・今橋盛勝編『教師の懲戒と体罰』（総合労働研究所, 1982年）
- ・ヨハン・ホイジンガ, 高橋英夫訳『ホモ・ルーデンス』（中央公論社, 1973年）
- ・ロジェ・カイヨワ, 多田道太郎・塚崎幹夫訳『遊びと人間』（講談社, 1990年）